

大分市国土強靱化地域計画（改訂版）の概要

○大分市国土強靱化地域計画について

国土強靱化基本法^{*}が、平成 25 年 12 月に公布・施行され、翌年 6 月に、国は「国土強靱化基本計画」を策定しました。本市においても、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまで経験したことのない集中豪雨などの大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進するために平成 28 年 12 月に「大分市国土強靱化地域計画」を策定しました。

計画策定後は「大分市強靱化アクションプラン」をもとに、市をあげて地域強靱化の取組みを推進してきましたが、計画策定後、概ね 5 年が経過する中で国・県が計画を改定したことを受け、基本法第 14 条に鑑み、本市においても国・県の計画との調和を図り、近年の災害から得られた知見や社会経済情勢の変化等を踏まえて、強靱化の取組みの更なる充実を図るために令和 3 年 3 月に本計画を改訂いたしました。

^{*}強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

【計画の位置づけ】

本計画は、基本法第 13 条に基づき、大規模自然災害に対して、地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものであり、国の基本計画と同様に、他の計画の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。強靱化の推進に関して、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにするものとし、概ね 5 年ごとに見直しを行います。

【強靱化の基本的な考え方】

地域強靱化を取り組んでいくにあたり、以下の 4 つを基本目標とし、基本的な方針に基づき推進します。

<4 つの基本目標>

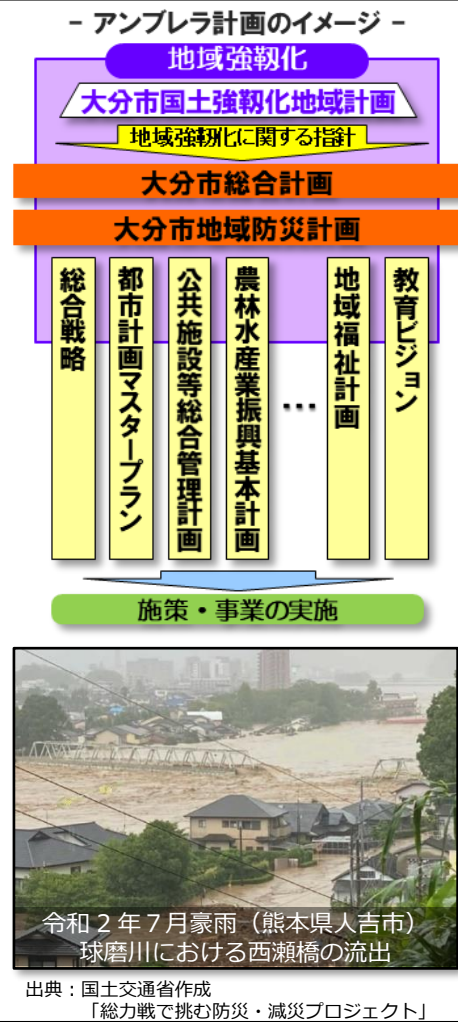
- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

<基本的な方針>

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進
- ・官(国・県・市)と民(住民・民間事業者等)が適切に役割分担し連携協力
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫
- ・効率的に施策を推進するため重点化を図る
- ・既存施設の老朽化対策と有効活用等を推進
- ・地域コミュニティ機能の維持・向上 等

【対象とする自然災害】

市内全域に甚大な被害をもたらす地震・津波や集中豪雨・台風など大規模自然災害を対象とします。



○計画策定（改訂）の進め方

国が国土強靱化基本計画の策定に用いた手法を参考に、以下の STEP 1～5 のプロセスを経て、「大分市国土強靱化地域計画」を策定（改訂）しました。

STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化

STEP 2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

STEP 4 リスクへの対応方策の検討

STEP 5 対応方策について重点化、優先順位付け

○起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価、いわば本市の健康診断を行い、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを、改めて検討し、地域強靱化に関する施策を効率的・効果的に推進していきます。

そのために必要な前提である「事前に備えるべき目標」を 8 項目、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を **36 項目** 設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3)	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4)	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5)	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する（関連死を防ぐ）	2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱
		2-5)	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺
		2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2)	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3)	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4)	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1)	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油、LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4)	地域交通網、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5)	防災施設の長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1)	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2)	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4)	農地・森林等の荒廃や、ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5)	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1)	災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
		8-4)	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-5)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7)	風評被害等による市内経済等への甚大な影響

部分は、重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

⇒ 市の役割の大きさ、影響の大きさ、目標達成に係る貢献度の観点から **22** のプログラムを選定

※赤字にて記載している事態は、改訂により新たに追加したものです。

○施策分野の設定

基本法において脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされていることから、下記のとおり、個別施策分野として7分野を、また横断的分野として5分野を設定しました。

〔個別施策分野〕

- A. 行政機能
- B. 住宅・都市・環境
- C. 保健医療・福祉・教育
- D. 産業・エネルギー・情報通信
- E. 交通・物流
- F. 農林水産
- G. 地域防災

〔横断的分野〕

- ① リスクコミュニケーション
- ② 地域活性化・地域の生活機能の維持
- ③ 防災教育・人材育成
- ④ 老朽化対策
- ⑤ 先端技術の活用

○脆弱性評価結果を踏まえた施策推進のポイントについて

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「施策分野」ごとに、プログラム（最悪の事態を回避するための施策群）の脆弱性の評価・分析を行いました。

脆弱性評価結果を踏まえた施策推進のポイントは以下のとおりです。

- (1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せが必要
- (2) リダンダンシー（代替性・冗長性等）の確保とBCP（事業継続計画）の策定・実効性担保が必要
- (3) 庁内横断的な取組みと国・県、民間事業者、市民等との連携が必要

○地域強靱化の推進方針の概要

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策として、施策分野及びリスクシナリオごとに地域強靱化の推進方針をとりまとめました。

【個別施策分野】

A. 行政機能

- 訓練による業務継続計画・受援計画の実行性担保及び定期的な見直しの実施
- 災害対策本部などの行政機能を集積した防災拠点を含む公共施設の整備
- 防災関係機関との合同訓練の実施及び連携強化
- 消防活動に必要な施設の充実強化及び消防団の活動支援 等



大分市災害対策本部訓練



元町雨水排水ポンプ場

B. 住宅・都市・環境

- 住宅・建築物等の耐震化の促進
- 都市の骨格となる街路や公園・緑地等の整備、密集市街地の改善
- 雨水排水ポンプ場の建設推進、**水害監視カメラの整備**
- 各種ハザードマップによる危険性の周知や早期避難の意識の啓発
- 上下水道施設の老朽化対策と耐震化の推進 等



コロナ想定避難所運営訓練



要支援者参加防災訓練

C. 保健医療・福祉・教育

- 救急業務の高度化の推進
- 避難所における**コロナウイルス等の感染症対策の推進**
- 避難行動要支援者の避難支援体制の構築
- 実践的な避難訓練などによる防災教育の推進 等



災害対応型
ガスバルクユニット

D. 産業・エネルギー・情報通信

- 国・県・民間と連携しコンビナート地区に係る護岸や堤防等の地震・津波対策の推進
- 再生可能エネルギーの普及・促進
- 避難所等における電力確保**
- 災害時における市民への確実かつ迅速な情報提供手段の多様化の推進 等

E. 交通・物流

- 災害時の輸送の代替性確保にも寄与する豊予海峡ルート整備の機運醸成や東九州新幹線整備実現に向けた取組み
- 迅速な道路啓開に向けた国や県等の道路管理者との連携や体制づくり
- 中心市街地と各地区・地域間を結ぶ道路網の保全や整備
- 食料や飲料水等の提供に係る応援協定の実効性の向上 等



緊急輸送道路ネットワーク図



植樹事業

F. 農林水産

- 治水・治山施設の整備等のハード対策とソフト対策を適切に組合せて推進
- 農業の有する多面的機能の維持・発揮を促進
- 再造林**や鳥獣害対策等による森林の国土保全機能維持 等

G. 地域防災

- マイタイムラインの普及啓発**、各家庭等における食料や飲料水等の備蓄促進
- 自主防災組織活動の活性化の支援、防災士の養成・育成
- 地域コミュニティの拠点施設となる公民館の建設や修繕、耐震補強等の支援 等



マイタイムライン

【横断的分野】

① リスクコミュニケーション

- 市民の防災意識の向上や防災訓練等による地域の災害リスクの理解・共有
- 災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援
- 関係者が主体的に治水に取り組む**社会の構築、「流域治水」の取組みを推進**



出典：国土交通省作成
「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」

② 地域活性化・地域の生活機能の維持

- 自治会や自主防災組織等への活動支援等の更なる充実、地域コミュニティの再生による地域活性化
- 若者の定住やU I Jターンの促進、地域資源を活用した産業振興による就労場所の確保
- 大分都市広域圏連携による新たな広域連携の推進 等

③ 防災教育・人材育成

- 気候変動により頻発化・激甚化している豪雨災害への理解を深める取組みを推進
- 校区防災士協議会の設立支援等、防災士が活動しやすい環境づくりを推進
- 避難所運営マニュアルの見直し及び避難所運営訓練の推進
- 学校における地域特性を考慮した防災教育・環境教育の推進
- 消防団員の確保・育成を推進 等



救命講習を受講する学生



市道高江ニュータウン1号線 高江トンネル(1994年開通)

④ 老朽化対策

- 大分市公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持管理・更新等の推進 等

⑤ 先端技術の活用

- V R 技術を用いた防災啓発映像の活用、防災アプリによる情報提供
- 発災直後の情報収集や公共施設の点検等におけるドローンの活用検討 等



V Rを活用した研修

○計画の推進について

本計画に基づく地域強靱化の施策を確実に推進するため、各プログラムの達成度や進捗を把握する代表的な指標において、その具体的な取組内容や目標値を記載した「大分市強靱化アクションプラン」を策定します。

アクションプランを毎年度検証することにより、PDCA サイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、地域防災計画をはじめとした各種計画による施策を追加し、地域強靱化の取組みを推進します。